2023 年度 G マーク事業者向け事前説明会での質疑に対する回答の訂正及び質疑に対する回答について

Ｑ　安全性に対する取組の積極性　グループ３「３－（３）」車両の安全性の向上させる装置の装着の 2 点付与とする対象装置に衝突被害軽減ブレーキや車線逸脱装置などがあり、新車標準装備の車両の場合はどのような資料を添付すればよいか？

Ａ　衝突被害軽減ブレーキなど一部の車両は 2019 年以降の新型生産車に関しては、標準装備（義務車両）となっていることから車両の生産年度により加点の対象に該当しない場合がある。最新車両（新型車）は加点とならないので注意が必要。また、資料についてはカタログなどの装着装置の性能等が分かる資料になります。

訂正（上記の下線部分の訂正）
Ａ　2023 年度の申請は標準装備（義務車両）でも加点の対象とする。最新車両（新型車）で装置の装着があれば加点とする。
※全日本トラック協会確認。

Ｑ　安全性に対する取組の積極性　グループ２「２－（１）」事業所内での安全対策会議の定期的な実施について、本社（本社営業所）や他営業所との共催で実施している場合は加点の対象となるか？また、その場合は本社と他営業所ともに同一の議事録を添付することになるが良いか？

Ａ　主催が当該事業所の「会議」であることとしているため基本的には会議の計画、準備など運営を行う事業所が主催と判断できる。会議ではなく「研修会」であれば本社、支社、支店などの主催や共済でも可能であるがその場合は、グループ１「１－（１）」に該当する。
※全日本トラック協会確認。

質疑に対する回答として間違えがありましたことご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。